

高知市避難行動要支援者の避難支援プラン (全体計画)

平成 26 年 12 月

(令和 4 年 3 月改定)

高知市

目次

第1章	はじめに	1
1	プランの目的	1
2	プランの位置付け	2
3	用語の定義	2
	(1) 要配慮者	2
	(2) 避難行動要支援者	2
	(3) 避難行動要支援者名簿	2
	(4) 名簿情報	2
	(5) 避難支援等	2
	(6) 避難支援等関係者	2
	(7) 個別避難計画	2
	(8) 個別避難計画情報	3
	(9) 避難支援等実施者	3
	(10) 緊急避難場所	3
	(11) 避難所	3
	(12) 福祉避難所	3
4	本市で想定される災害等の種別	3
	(1) 風水害（台風，集中豪雨，土砂災害等）	3
	(2) 南海トラフ地震等	3
	(3) 南海トラフ地震臨時情報	4
5	「自助」・「共助」・「公助」のあり方	4
第2章	避難支援体制の整備について	5
1	基本的な考え方	5
2	本市における避難支援体制	5
	(1) 市の体制	5
	(2) 地域等との連携	5
	(3) 避難行動要支援者本人の自助力向上	6
3	避難支援等関係者の役割分担	7
	(1) 避難支援等関係者となる者（その連合体を含む。）	7
	(2) 避難支援等関係者の役割	7
4	避難支援等実施者の役割分担	8
5	避難支援等関係者等の留意事項	8
6	時間経過に伴う避難支援体制	8

(1) 平常時における支援	8
(2) 発災時における支援	9
(3) 発災後における支援	10
7 環境の整備	10
第3章 避難行動要支援者名簿の作成・活用等について	11
1 基本的な考え方	11
2 避難行動要支援者名簿の作成	11
(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲	11
(2) 避難行動要支援者名簿の記載等事項	12
(3) 避難行動要支援者名簿作成に関する関係者の連携	12
(4) マイナンバーを活用する方針	13
3 意思確認の実施	13
4 名簿情報の提供	13
(1) 名簿情報の平常時からの提供	13
(2) 名簿情報の適正管理（個人情報取扱いの方針）	13
(3) 不同意者を含む名簿情報の提供	15
5 避難行動要支援者名簿の更新	15
6 避難行動要支援者名簿の活用	15
第4章 個別避難計画の作成・活用等について	16
1 基本的な考え方	16
2 意思確認の実施	16
3 個別避難計画の作成	17
(1) 個別避難計画の作成に関する関係部署の連携	17
(2) マイナンバーを活用する方針	17
(3) 個別避難計画の作成に係る方針及び体制	17
(4) 市の支援による個別避難計画	17
(5) 本人・地域記入の個別避難計画	18
(6) 支援体制の確保	19
(7) 災害等の種別ごとの避難場所と避難経路の選定	20
(8) 個別避難計画の内容	20
(9) 個別避難計画がない避難行動要支援者への配慮	21
(10) 個別避難計画の適正管理（個人情報取扱いの方針）	21
4 個別避難計画情報の提供	21
(1) 個別避難計画情報の平常時からの提供	21
(2) 不同意者を含む個別避難計画情報の提供	22
5 個別避難計画の活用	22

(1) 平常時の見守り活動等における活用	22
(2) 防災訓練における活用	22
(3) 発災時の避難支援等における活用	23
(4) 発災後の生活支援における活用	23
6 個別避難計画の更新	23
第5章 災害時における避難支援等について	24
1 基本的な考え方	24
2 避難支援等	24
(1) 避難支援等関係者その他の者が行う発災時の行動イメージ	24
(2) 避難支援等関係者の安全確保	25
(3) 安否確認	25
3 高齢者等避難の発令等	25
4 多様な情報伝達手段の確保	26
(1) 避難のための情報伝達	26
(2) 指定避難所等における情報伝達	26
5 避難行動要支援者の移送	26
6 指定避難所での避難行動要支援者の引継ぎ	27
7 避難生活支援	27
(1) 指定避難所における「自助」・「共助」・「公助」の連携の必要性	27
(2) 指定避難所等における避難生活支援	27
 様 式	 28
 参 考	 37

第1章 はじめに

1 プランの目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、それまでの想定をはるかに上回る巨大な津波が発生し、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。

被災地全体の死者のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民の死亡率の約2倍に上った。また、消防職員、消防団員及び民生委員などの避難支援に携わる方々も多数犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、国において平成25年6月、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に自ら避難することが困難となり得る高齢者や障害者などへの適切な避難支援策の見直しなどを柱とした災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の改正が行われた。

本プランは、この法改正を受け災害時に避難支援等を要する方々の命を守るため、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動に係る支援体制やその方法等について「高知市避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）」として平成26年12月に取りまとめたものである。

その後の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった。

令和元年台風第19号等による災害を踏まえ、中央防災会議の下のワーキンググループやサブワーキンググループで高齢者等の避難のあり方について議論が行われ、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月）において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示された。

これらを踏まえ、令和3年5月に法が改正され、避難行動要支援者ごとの個別避難計画作成を市町村の努力義務とするなどの規定等が創設された。

要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、平常時から準備を進め、迅速に避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を行うことが必要となる。

また、災害時に、円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、平常時からの住民同士のつながりが非常に重要となることから、「自助」・「共助」・「公助」の役割を踏まえつつ、日頃から地域における住民同士の顔の見える関係づくりが必要にな

る。

そこで、災害時に、庁内関係部署及び庁外関係団体等が連携して避難行動要支援者の避難支援等を実現し、誰一人見逃さないという目標を達成するため、令和4年3月に本プランを改定する。

2 プランの位置付け

本プランは、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府（防災担当）平成25年8月策定、令和3年5月改定）に基づき、本市の避難行動要支援者の避難支援等に係る全体的な考え方を具体的に定めたものであり、高知市地域防災計画の下位計画として位置付ける。

3 用語の定義

（1）要配慮者

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など特に配慮が必要な者をいう。

（2）避難行動要支援者

本市に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

（3）避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。

（4）名簿情報

避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。

（5）避難支援等

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。

（6）避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

（7）個別避難計画

避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう。

(8) 個別避難計画情報

個別避難計画に記載し、又は記録された情報をいう。

(9) 避難支援等実施者

避難支援等関係者のうち個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。

(10) 緊急避難場所

津波や火事などから一時的に避難するための施設や公園、高台等をいう。このうち、市があらかじめ指定した施設や場所を「指定緊急避難場所」という。

(11) 避難所

災害時に自宅が倒壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間を過ごす施設をいう。このうち、市があらかじめ指定した施設を「指定避難所」という。

(12) 福祉避難所

高齢者や障害者など、一般的な避難所では生活に支障をきたす者を対象に、何らかの特別な配慮がされた施設をいう。

4 本市で想定される災害等の種別

本市では、次に掲げる一定の状況予測が可能で避難の時間的余裕がある災害と、予測が困難で避難の時間的余裕がない災害が想定される。

なお、それぞれの災害等の種別に応じた避難支援等の検討が必要である。

(1) 風水害（台風，集中豪雨，土砂災害等）

本市は、地勢や気候などを背景として、台風や集中豪雨による洪水や土砂災害に見舞われてきた。一般的に、風水害の場合は地震による津波災害に比べ、災害が発生するまでに避難の時間的余裕があると考えられているが、近年、局地的大雨などのように予測が困難な災害も多く発生しているため注意が必要である。

(2) 南海トラフ地震等

現在の科学的な知見では、地震・津波の発生時期を予測することは困難なた

め、南海トラフ地震による津波等が起きた場合、避難の時間的余裕はないと考えられる。平成 24 年 12 月に高知県が公表した南海トラフ地震による震度分布・津波浸水予測によると、本市の最大震度は 7，津波浸水予測時間が 5 分以内の地域もある。

南海トラフ地震，特に津波災害については，自助，共助，公助の総合力で対応することが重要である。

なお，本市の死者数は，津波を中心に 12,000 人（平成 25 年 5 月高知県公表）と想定されていたが，その後は，津波早期避難率及び津波避難空間整備率及び住宅の耐震化率の向上によって死者数を可能な限り減らし，地域内での津波避難計画に基づく訓練の実施や建築物の一層の安全性の向上，避難行動要支援者の逃げる対策の推進などによって南海トラフ地震による人的被害を限りなくゼロに近付ける取組を進めている。

（3）南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）は，南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせるもので，想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測された場合に，気象庁から発表される。例えば，南海トラフ沿いの東側で地震が発生し，西側でも地震が続発する（後発地震）可能性が高まった場合などに発表される。

臨時情報が発表された際は，津波を伴う後発地震が発生するおそれもあり，南海トラフ地震が発生した場合と異なる対応が必要となるため，一般的な災害とは異なるが本項目に記載するものである。

5 「自助」・「共助」・「公助」のあり方

避難行動要支援者の避難支援等に当たっては，「自助」・「共助」・「公助」が連携し，災害時の被害の軽減を目指すことが必要である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">▶ 自助 : 自分の身の安全を守るために一人ひとりが日頃から災害に備えること。▶ 共助 : 住民同士や地域団体が協力し，助け合うこと。▶ 公助 : 県や市町村等の公的機関による支援のこと。 |
|--|

第2章 避難支援体制の整備について

1 基本的な考え方

支援体制や役割分担は、時間の経過によって変化するため、本プランでは、災害時の救命活動において生存率が急激に低下するといわれ、かつ、地域外からの公助の支援が開始する時期とされる発災後72時間をひとつの転換点にとらえ、「平常時（災害時以前）」、「発災時（災害時以後で、発災直後から概ね72時間を経過するまで）」、「発災後（災害時以後で、発災から72時間を経過した後）」の3つの段階に分けて整理することとする。

発災時には公助による支援が十分に機能しない場合があることを踏まえ、平常時から「自助」・「共助」・「公助」が連携して避難支援等に取り組むことが不可欠である。避難行動要支援者本人が自らの身の安全を守るための主体的な行動をとることができるよう、避難行動要支援者本人の自助力を高めておくことが重要である。また、いざという時の地域の支え合いを実現するためには、住民同士が互いに顔の見える関係の中で地域の共助力を高めておくことが重要となる。これらの取組と公助との連携を進めることで、一人でも多くの避難行動要支援者の生命・身体を守ることができる避難支援体制の整備を行う。

2 本市における避難支援体制

(1) 市の体制

市内において防災部局及び福祉部局が中心となり、保健関係部局や地域づくり担当部局等も参加する横断的な会議体（仮称：避難行動要支援者連絡会議）を整備することは、関係部局を連結し、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成など避難行動要支援者の避難支援等の実効性を確保する上で重要である。

そこで、市においては、地域共生社会推進本部のもと防災対策部が、健康福祉部（健康福祉総務課、介護保険課、地域保健課、健康増進課、障害福祉課、高齢者支援課（地域包括支援センター）ほか）、こども未来部（子ども育成課、母子保健課ほか）、消防局（警防課ほか）などの関係部局と連携しながら、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施する。

(2) 地域等との連携

市は、避難行動要支援者の避難支援等について、平常時から避難支援等関係

者と十分な協議を行っていく。

また、避難行動要支援者の避難支援等においては、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等（以下「介護・障害福祉事業所」という。）、障害等の当事者団体及び専門職ボランティア等も、行政による公助や地域の共助では賅えない、きめ細やかで重要な役割を担うと考えられる。そのため、これらの団体等についても、平常時からの避難行動要支援者の避難支援等についての地域住民への周知・啓発等及び災害時における情報伝達、安否確認、緊急入所等についての協力体制を整備していくものとする。

個別避難計画の作成に際しては、避難行動要支援者やその家族等に加えて、避難支援等関係者や介護・障害福祉事業所など個別避難計画を連携して作成する関係者が参加する会議（地域調整会議）を開催し、避難支援等に必要な情報を共有して避難支援等に関する調整を行うことが、共助の推進につながり、適当である。

【図1】地域等との連携



(3) 避難行動要支援者本人の自助力向上

市は、要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等を通じて、啓発活

動に努める。

<例>

- ・ 避難行動要支援者名簿への積極的な登録
- ・ 個別避難計画の積極的な作成
- ・ 名簿情報や個別避難計画情報の外部提供の意義
- ・ 障害者団体や福祉関係者等との関係作り
- ・ 家具固定等の室内安全化や備蓄などの備え
- ・ 地域の防災訓練等への参加
- ・ 発災時に支援を期待できる連絡先（人・場所）を3ヵ所程度決める

3 避難支援等関係者の役割分担

(1) 避難支援等関係者となる者（その連合体を含む。）

- | |
|-----------------------|
| ア 地区民生委員児童委員協議会 |
| イ 高知市社会福祉協議会 |
| ウ 地区社会福祉協議会 |
| エ 自主防災組織 |
| オ 町内会（自治会・自治公民館等を含む。） |
| カ 高知市消防局 |
| キ 高知市消防団 |
| ク 高知県警察 |
| ケ その他市長が認めた団体 |

※ 介護・障害福祉事業所については、避難支援等関係者として位置づけるのではなく、個々のケースで必要に応じて協力要請していく。また、介護・障害福祉事業所との連携を強化していくため、避難支援等関係者に対する外部提供に係る同意確認書（様式第2号から第4号まで）において、介護・障害福祉事業所に名簿情報及び個別避難計画情報を提供することについても同意を得られるように記載を工夫する。

(2) 避難支援等関係者の役割

①上記(1)ア～オ及びケの団体は、市から提供された名簿情報を活用しつつ、必要に応じて互いに連携を持ち、役割分担を図りながら、主に以下のことに取り組む。

➤ 平常時 : 声かけなど見守り活動を通じて取組の周知を図り、避難行動

要支援者への個別訪問、「個別避難計画」の作成、避難経路の確認、防災訓練の実施などを、地域住民や地域内の各組織と連携して行う。

- 発災時 : 避難支援や、指定避難所等において避難行動要支援者の安否確認などに当たる。
- 発災後 : 避難行動要支援者の避難生活への支援や相談に応じる。

②上記(1)カ〜クの団体は、市から提供された名簿情報を活用しつつ、主に以下のことに取り組む。

- 平常時 : 防災に関する市民への啓発活動や防災訓練などに取り組む。
- 発災時・発災後 : 消防・救助活動や安否確認などに当たる。

4 避難支援等実施者の役割分担

避難支援等実施者は、平常時から避難支援等関係者と連携しつつ、避難行動要支援者本人と地域の防災訓練に参加するとともに、発災時及び発災後には個別避難計画に基づいて避難行動要支援者の避難支援等を行う。

5 避難支援等関係者等の留意事項

発災時及び発災後の避難支援等については、避難支援等関係者は、本人やその家族の生命・身体の安全確保を最優先として、可能な範囲で避難行動要支援者の避難支援等を行うものとする。

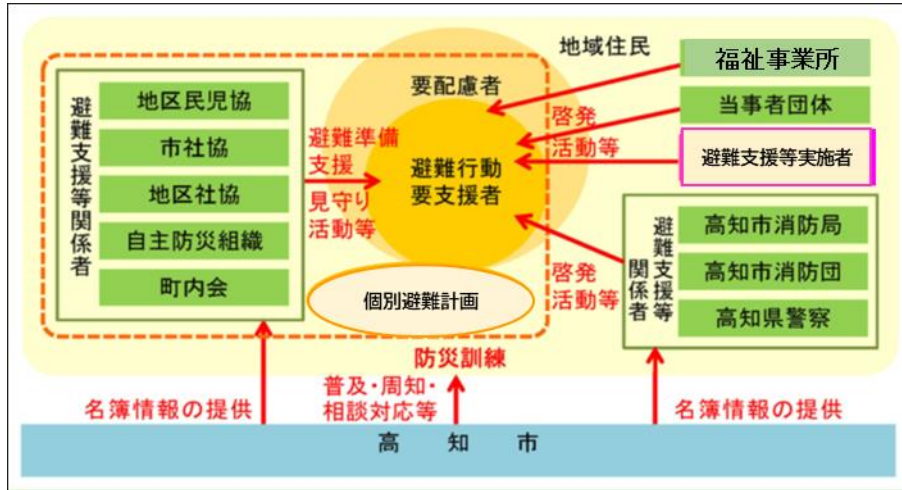
避難支援等関係者等の生命及び身体を守るが大前提であることから、地域の実情や災害の状況に応じて、事前に策定された安全確保ルールや計画などに従うよう求めるなど、避難支援等関係者等が避難支援等を行う際に安全を確保できるよう十分に配慮する。

6 時間経過に伴う避難支援体制

(1) 平常時における支援

平常時は、市が避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者へ名簿情報の提供を行う。また、市の支援又は本人・地域記入による個別避難計画の作成を行う。さらに、支援の実効性を高めるため、市及び避難支援等関係者が連携して防災訓練、見守り活動等を実施する。

【図2】 平常時のイメージ

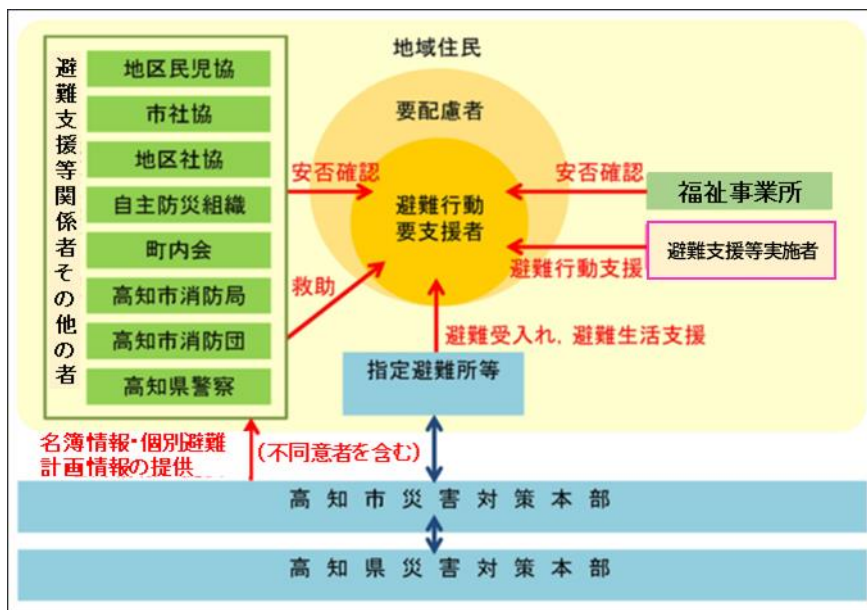


(2) 発災時における支援

発災時は、避難支援等実施者が個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難支援等を行うとともに、避難支援等関係者その他の者が名簿情報及び個別避難計画情報に基づき安否確認及び救助活動を行う。

また、市が指定避難所等において、避難行動要支援者の避難生活支援を開始する。

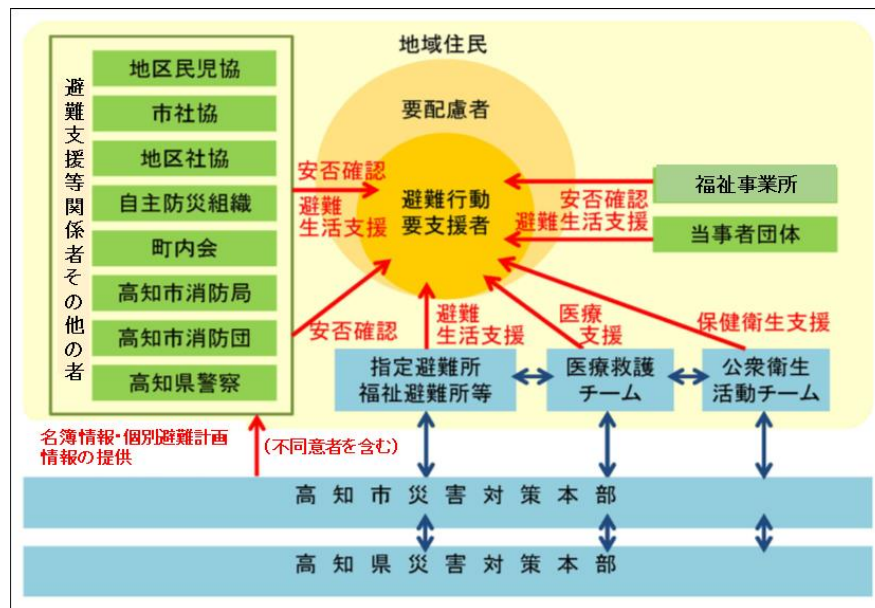
【図3】 発災時のイメージ



(3) 発災後における支援

発災後は、市及び避難支援等関係者その他の者が指定避難所、福祉避難所等において避難行動要支援者の避難生活支援を行うとともに、公助による避難行動要支援者の特性に応じた健康相談などの専門的支援を行う。

【図4】発災後のイメージ



7 環境の整備

市は、緊急避難場所の指定にあつては、土砂災害危険箇所や浸水想定区域等、災害時の危険箇所を十分考慮するとともに、適切な指定に努める。また、避難行動要支援者の避難場所の選定にあつては、避難行動要支援者と避難支援等実施者が、十分協議しておく。

市では、これまでも災害に備えた避難路や緊急避難場所の整備に努めてきたが、大規模災害発生直後の地域単位での自立した避難行動要支援者の避難支援等への対応を図るため、建物のバリアフリー化等、さらなる改善や整備について検討し、必要に応じて地域と調整しながら取組を進めていく。

第3章 避難行動要支援者名簿の作成・活用等について

1 基本的な考え方

避難行動要支援者とは、①災害時に自ら避難することが困難な者であって、②その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

①「災害時に自ら避難することが困難」については、個人としての避難能力の有無から判断する。主として、警報や避難指示等の災害関連情報の取得能力、避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動を取る上で必要な身体能力に着目する。

②「その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する」については、避難支援等の必要性の有無から判断する。例えば、同居親族等の有無や社会福祉施設等への入所の有無（社会環境）のほか、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の分布状況（ハザードリスク）などに着目する。

法においては、市町村が避難行動要支援者の把握に努めること、また、避難行動要支援者名簿を作成しておくことが義務付けられている。そして、平常時から外部提供することについて本人の同意が得られた名簿情報については、避難支援等関係者にあらかじめ提供するものとする。また、災害時において、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に対し、本人の同意がなくとも名簿情報の提供ができることが規定されている。このため、市は、地域において一人でも多くの避難行動要支援者の生命・身体を守るため、避難行動要支援者名簿の作成・活用等を進めていく。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲は、以下の要件に該当する者とする。ただし、生活の基盤が自宅にない者、又は、自力で避難することが可能である旨を申し出た者については、名簿に掲載しない。

- | | |
|---|------------------------------|
| ア | 要介護認定3～5を受けている者 |
| イ | 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する者 |
| ウ | 療育手帳Aを所持する者 |
| エ | 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 |
| オ | 日常生活において部分介助及び全面介助を要する在宅難病患者 |

カ 上記以外で特に支援の必要があり、支援を希望する者

※ 令和4年3月の高知市地域防災計画の修正から、「75歳以上でひとり暮らしの者」及び「75歳以上の者のみで構成される世帯の者」について、避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲から除外した。これは、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）において、避難能力に着目しない要件を用いて名簿を作成している市町村は、真に「自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」を対象として避難行動要支援者の範囲を設定し、避難行動要支援者の範囲を精査し、個別避難計画の作成に取り組んでいくことが適当とされたことによる。

(2) 避難行動要支援者名簿の記載等事項

避難行動要支援者名簿（様式第1号）には以下の情報を記載等する。

ア	氏名
イ	生年月日
ウ	性別
エ	住所又は居所
オ	電話番号その他連絡先
カ	避難支援等を必要とする事由
キ	上記以外に避難支援等の実施に関し必要と認める事項

※ 「カ 避難支援等を必要とする事由」に付随する情報として、令和4年4月以降、避難行動要支援者が利用している介護・障害福祉事業所に関する情報を避難行動要支援者名簿に記載等することとする。

※ 「キ 上記以外に避難支援等の実施に関し必要と認める事項」については、個別避難計画がない避難行動要支援者を判別しやすくするため、令和4年4月以降、個別避難計画の作成の有無を記載等することとする。

(3) 避難行動要支援者名簿作成に関する関係者の連携

避難行動要支援者名簿は、関係各課で把握している要配慮者情報を防災対策部において集約し、住民基本台帳の情報を基に整理して作成する。なお、市で把握できていない情報については、県その他の者に対し情報提供を求める。

また、真に支援が必要な人が抜け漏れることのないよう、介護・障害福祉事業所、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等との連携を密に図り、本人からの申出や避難支援等関係者から提供された情報についても、同意確認書

(様式第3号)により併せて集約し、名簿に掲載する。

(4) マイナンバーを活用する方針

名簿の更新にあたって、マイナンバーを活用することにより、市の事務の負担軽減及び効率化につながるとともに、名簿の更新を随時、迅速に行うことが可能となり、避難行動要支援者本人にとっても、迅速に避難支援等の提供を受けることが可能となる。

障害の種類及びその程度、要介護区分等の情報をマイナンバーに紐づく情報として活用することについて、今後、検討していく。

3 意思確認の実施

市は、避難行動要支援者本人の意思を尊重するため、名簿情報を平常時から外部提供することについての意思確認を同意確認書(様式第2号)により行う。

方法としては、郵送による意思確認を基本とする。避難行動要支援者のうち視覚障害を有する方に対しては、点字による通知を行う。

避難行動要支援者本人に対して、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、日常から関係性のある人が関与することにより理解と同意の促進につながる可能性があることに留意し、障害等の当事者団体、介護・障害福祉事業所等を介した啓発活動を併せて進めていく。

また、本来業務の機会を捉えるなどして、介護・障害福祉事業所等の協力を得て、避難行動要支援者に自宅の災害リスク等について、ハザードマップ等を通じて確認していただくことや、避難支援等の必要性に関する啓発活動などに取り組む。

4 名簿情報の提供

(1) 名簿情報の平常時からの提供

市は、平常時から外部提供することについて本人の同意が得られた名簿情報については、避難支援等関係者に対してあらかじめ提供するものとする。

(2) 名簿情報の適正管理(個人情報取扱いの方針)

①市の責務

市は、名簿情報の漏えいを防止し、避難行動要支援者本人等の権利利益を保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等そのものに対する信頼性を担保するため、名簿情報を適正に管理する。

また、市は、避難支援等関係者に名簿情報をあらかじめ提供する際には、

名簿情報の提供に際して漏えいを防止し、避難行動要支援者本人等の権利利益を保護するための措置として、以下の事項について協定を締結する。

- | | |
|---|---|
| ア | 提供先が個人ではなく団体である場合には、管理者を限定するよう説明すること |
| イ | 特定の自主防災組織に対して市内全体の名簿情報を提供しないなど、個人情報が無用に共有、利用されないようにすること |
| ウ | 提供先には法に基づく守秘義務が課せられていることを十分に説明すること |
| エ | 施錠可能な場所へ保管するなど、厳重な保管を行うよう依頼すること |
| オ | 受け取った名簿情報を必要以上に複製しないよう説明すること、また、複製した名簿情報についても厳重に保管を行うよう依頼すること |
| カ | 必要に応じて名簿情報の管理状況の報告を求めること |
| キ | 平常時から名簿情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、当該名簿情報の活用後に廃棄・返却等を求めること |
| ク | 提供先に対し、個人情報の適正管理に関する研修を開催すること |

さらに、災害時には、避難支援等関係者以外の者に対して、避難支援等の協力を依頼するために名簿情報を提供することが想定される。市は、適切に避難支援等がなされると考えうる介護・障害福祉事業所、障害者団体、民間の企業や団体等との連携体制を事前に構築しておくとともに、名簿情報の提供に際して漏えいを防止し、避難行動要支援者本人等の権利利益を保護するための措置を講ずるため、上記の事項について協定を平常時から締結するよう努める。

②名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者の責務

避難行動要支援者本人等の権利利益を保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等そのものに対する信頼性を担保するため、市から名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- ※ 名簿情報の取扱いについては、個人単位では守秘義務を課すことにより秘密保持が図られるとともに（上記②，法第49条の13），市から名簿情報を受け取る団体そのものに対しては組織単位で適切な措置を講じることが求められる（上記①，法第49条の12）。

そのため、上記①と②は、名簿情報の渡し手と受け手（受け手における個人と組織）の双方に対して責務を定めることによって、名簿情報の万全な適正管理を期するものとなっている。

（3）不同意者を含む名簿情報の提供

市は、発災時及び発災後に特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者その他の者に対して不同意者を含む名簿情報を提供し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求める。なお、発災時及び発災後の名簿情報の提供先には自衛隊の部隊、他の都道府県警察からの応援部隊、企業や団体なども想定されることから、事前に協議等を行うことのできない他地域の支援団体等も含めて、発災時及び発災後の円滑な名簿情報の提供や適正管理の仕組みについて検討を行う。

5 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は時間経過とともに常に変化しうることから、市は、名簿情報を最新の状態に保つため、名簿を原則年1回更新し、協定に基づき、避難支援等関係者や介護・福祉事業所に提供する。更新名簿の提供と同時に前年度の名簿を回収する。

名簿情報に異動があったときは、当該異動者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、必要に応じて異動リストを提供する。

6 避難行動要支援者名簿の活用

避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援、安否確認、発災後の生活支援等の多様な用途を踏まえ、状況に応じて適切に避難行動要支援者名簿を活用する。

名簿を活用した避難支援体制の整備については、前述の第2章を参考。

第4章 個別避難計画の作成・活用等について

1 基本的な考え方

法においては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意が得られた場合、市町村が個別避難計画を作成することが努力義務とされている。そして、平常時から外部提供することについて本人の同意が得られた個別避難計画情報については、避難支援等関係者にあらかじめ提供するものとする。また、災害時において、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に対し、本人の同意がなくとも個別避難計画情報の提供ができることが規定されている。

個別避難計画の作成に際しては、市の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成されるよう、優先度を設定する。避難行動要支援者の状況には個人差があり、その特性に合わせた支援が必要となること、また、支援を行う者と支援を受ける者が互いに信頼に基づく顔の見える関係を築いていることが重要となることから、個別避難計画の作成は、それぞれの地域において、避難行動要支援者本人、家族及び避難支援等関係者の具体的な話し合いを通じて個々に進めていく。地域で作成に取り組む場合であっても、個別避難計画作成の責任主体は市であることに留意する。

なお、本市で想定される風水害と南海トラフ地震等では、避難方法及び避難支援者自身の被災状況等も異なってくることが考えられるため、災害の種別ごとに避難場所等を明確に区別し記載等する。臨時情報については、地震津波災害や風水害とは異なる避難支援等が必要となるため、別途検討し記載等することが望ましい。

個別避難計画情報の提供に際しては、市は、個別避難計画情報を平常時から避難支援等関係者と共有し、計画作成の進捗状況を適切に把握するとともに、地域での取組がより活性化するようサポートを行う。

市は、避難行動要支援者の避難支援等をより実効的なものとするため、個別避難計画の作成・活用等を進めていく。

2 意思確認の実施

市は、避難行動要支援者本人の意思を尊重するため、個別避難計画を作成すること及び個別避難計画情報を平常時から外部提供することについての意思確認を同意確認書（様式第4号）により行う。

方法としては、第3章—3における名簿情報に準じる。

3 個別避難計画の作成

(1) 個別避難計画の作成に関する関係部署の連携

個別避難計画作成に必要な個人情報として、個別避難計画には以下の情報について記載等する。また、その入手方法については、関係各課で把握している情報の集約を行うとともに、市で把握できていない情報については、県その他の者に対し情報提供を求める。

- ①名簿情報
- ②避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ③避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ④その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

※ ①～④については、個々人の置かれている状況を踏まえて検討した上で、必要に応じて具体的に記載等する

(2) マイナンバーを活用する方針

個別避難計画の更新にあたって、マイナンバーを活用することにより、市の事務の負担軽減及び効率化につながるとともに、個別避難計画の更新を随時、迅速に行うことが可能となり、避難行動要支援者本人にとっても、迅速に避難支援等の提供を受けることが可能となる。

障害の種類及びその程度、要介護区分等の情報をマイナンバーに紐づく情報として活用することについて、今後、検討していく。

(3) 個別避難計画の作成に係る方針及び体制

介護・障害福祉事業所は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係を築いていることが期待できる。また、個別避難計画作成はケアプラン作成等に合わせて行うことが効果的であり、災害時のケア継続にも役立つ。そのため、個別避難計画作成においては、介護・障害福祉事業所の参画を得ることが極めて重要である。

(4) 市の支援による個別避難計画

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者については、市の支援による個別避難計画の作成を早急に進める。

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲は、ハザードリスクの高い地域に居住する避難行動要支援者のうち、ADL（日常生活動作）の低い者とする。

- | | | |
|---|--------------------------------------|---|
| ➤ | ハザードリスク：高知市津波ハザードマップにおいて予想される浸水の高い地域 | 範囲
高知県が指定した土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
高知市洪水ハザードマップにおける家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫・河岸浸食）及び浸水想定区域（3 m以上） |
| ➤ | ADLの低い者 | ：避難行動要支援者名簿に要件ア～オに該当するとして掲載された者 |

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成目標期間は、令和3年度から起算しておおむね5年間とする。

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成の進め方は、自助（自ら個別避難計画を作成すること）を基本として、共助・公助（自ら個別避難計画を作成することが困難な者について行政が支援して個別避難計画を作成すること）で補完していくこととする。優先度が高い避難行動要支援者から【市の支援による個別避難計画】の作成に年度ごとに段階的に取り組む。

なお、避難行動要支援者の社会環境要素（独居等の居住実態，社会的孤立の状況など）については、個別避難計画作成後に判明することが多いことから、避難支援等の実施や個別避難計画更新における優先度の判定要素として活用していく。

また、個別に検討が必要な事例については、適宜判断していく。

（5）本人・地域記入の個別避難計画

【市の支援による個別避難計画】の対象とならない避難行動要支援者には、【本人・地域記入の個別避難計画】について作成の方法例を本人や地域に示し、取組を促す。

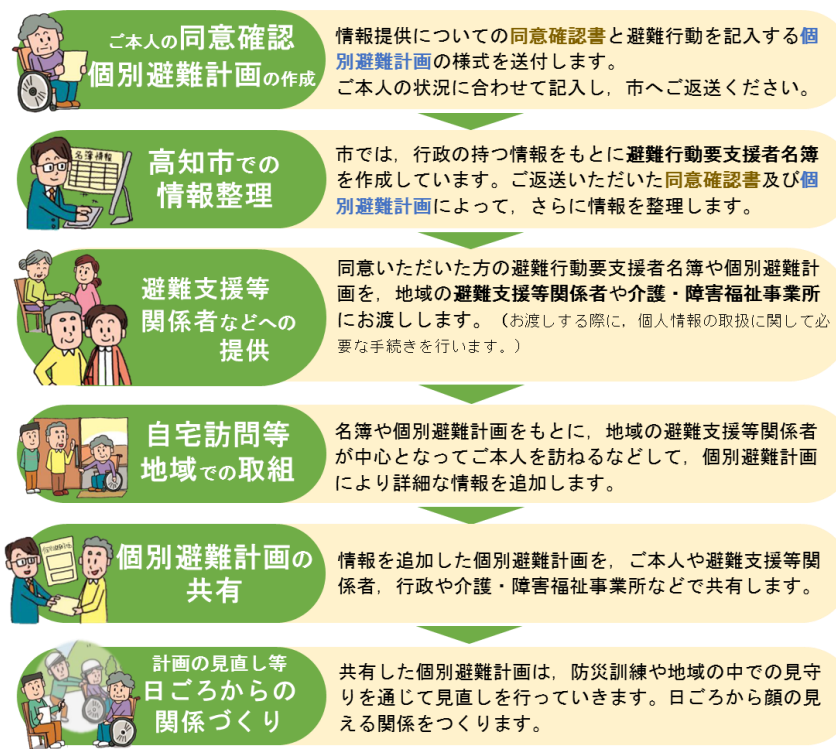
地域の状況を可視化するため、独居高齢者など「気になる人」とそれに「関わる人」を線で結び地図に落とし込むことで見えてくる住民のふれあい、助け合いの実態や福祉課題を把握し、そこから得られる解決策を探る手法（防災&支え合いマップづくり）を有効に活用する。

また、個別避難計画を自ら記入する方式により、避難行動要支援者本人の自助力を養成する。

【本人・地域記入の個別避難計画】は、本人が記入、あるいは本人の状況によっては、本人の家族や町内会・自治会、自主防災組織等が記入を支援し、市に提出する。提出された個別避難計画は、個別避難計画の作成主体である市が必要な記載等に漏れがないかを確認する。

なお、【本人・地域記入の個別避難計画】と【市の支援による個別避難計画】の区別は、内容の優劣を示すものではないことに留意が必要である。

【図5】個別避難計画作成の流れ（一例）



（6）支援体制の確保

①地域における個別の話し合い

個別避難計画の作成に当たっては、市からあらかじめ提供された名簿情報に基づき、避難支援等関係者は避難行動要支援者本人や家族を含めた個別の話し合いを実施し、具体的な支援方法の検討や支援に必要な情報の収集等を行う。

市は、地域に対して、話し合いができる場の提供、自主防災組織や町内会等を対象とした個別避難計画の作成に関する説明会の実施及び相談への

対応など、地域での話し合いが活発に行われるためのサポートに努めるとともに、地域からの避難行動要支援者に関する情報の集約を行う。

②避難支援等実施者の選定

避難行動要支援者一人に対し、個々の避難支援等関係者の体力や状況等を踏まえて複数人の避難支援等実施者を選定することは、次のような重要な意味を持つことがあることに留意する。

- ・ 避難支援等実施者の負担感を軽減し、支援を引き受けやすくなる
- ・ 共助力（高齢者や障害者等にも果たすことのできる役割がある）を引き出して、地域の社会資源を最大限に活用できる
- ・ 避難訓練等を通じて避難行動要支援者の支援を近隣住民に経験してもらうことで、支援者の輪を広げることにつながる

また、心身の状況により避難支援等に困難を来す場合については、あらかじめ近隣の介護・障害福祉事業所による支援について調整しておくことが、避難支援等の実効性を高めることに留意する。

なお、地域の実情等により特定の個人を避難支援等実施者として選定することが困難な場合が想定されるが、このような場合は、個人名でなく「〇〇自主防」や「〇〇町内会」、あるいは「近隣」といった選定でも差し支えないこととする。ただし、その場合には個別避難計画の実効性を十分に検証する必要があり、防災訓練の重要性が増すことなどに留意が必要である。

(7) 災害等の種別ごとの避難場所と避難経路の選定

台風等の一般の風水害の場合に地域の小・中学校等の指定避難所に避難する計画であっても、南海トラフ地震が発生した場合には、沿岸地域や津波浸水域の住民は、津波避難ビル、津波避難タワーなどの指定緊急避難場所（※）に緊急避難することになる。このため、個別避難計画作成時には、災害等の種別ごとに避難場所等を明確に区別し記載等する。

なお、避難経路については、浸水等の危険が予想される箇所を避け、車いすや担架、リヤカーなどで移動することも考慮した安全で効率的な経路を選定することが必要である。

※ 指定緊急避難場所と指定避難所とが、相互に兼ねている場合もある。

(8) 個別避難計画の内容

個別避難計画（様式第5号）では、名簿情報のほか、「南海トラフ地震の津波

災害など、避難の時間的余裕がない災害の場合」と「台風等の一般の風水害」とを分けて、それぞれに避難場所及び避難経路などを検討し、記載等する。臨時情報については、地震津波災害や風水害とは異なる避難支援等が必要となるため、別途検討し記載等することが望ましい。

(9) 個別避難計画がない避難行動要支援者への配慮

個別避難計画の作成に不同意、作成の途上、作成に未着手などの理由により個別避難計画がない避難行動要支援者については、逃げ遅れ等が発生しないよう配慮が必要となる。

そこで、避難行動要支援者名簿において個別避難計画の作成の有無を分かるようにしておき、当該避難行動要支援者が名簿情報の外部提供に同意している場合は、平常時から、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、個別避難計画がないことの情報を平常時から共有しておくものとする。

(10) 個別避難計画の適正管理（個人情報取扱いの方針）

地域で作成した個別避難計画は、市に提出するとともに避難行動要支援者本人、家族及び避難支援等関係者で共有し、原則として第3章-4-(2)における名簿情報に準じて適正に管理するものとする。

ただし、少数の限定された者が一括で管理することが想定される名簿情報と異なり、個別避難計画情報は個々の避難行動要支援者ごとに選定された複数の避難支援等実施者も個別に管理するため、個別避難計画情報の特性に応じた管理体制が必要となることに留意する。

4 個別避難計画情報の提供

(1) 個別避難計画情報の平常時からの提供

市は、避難支援等関係者に対して、外部提供に係る同意を得られた避難行動要支援者の個別避難計画情報を平常時から提供するものとする。避難支援等関係者は、個別避難計画に基づいて当該避難行動要支援者の避難支援等を行う。

個別避難計画情報の外部提供について懸念して同意を躊躇する避難行動要支援者については、以下の事項に特に留意して、外部提供の同意の促進につなげる。

- どのような支援が必要なのかという行動面に着目した情報を積極的に共有し、病歴や障害に関する情報については支援に必要でなければ極力共有しないなど、外部提供する個人情報の範囲を絞る
- 平常時から、避難行動要支援者に自宅の災害リスク等についてハザード

マップ等を通じて確認してもらい、避難支援等の必要性に関する啓発を実施する

- ・ 避難支援等関係者を対象とした個人情報の適正管理に関する研修を実施し、漏洩防止を徹底する

(2) 不同意者を含む個別避難計画情報の提供

市は、発災時及び発災後に特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者その他の者に対して不同意者を含む個別避難計画情報を提供し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求める。なお、発災時及び発災後の個別避難計画情報の提供先には自衛隊の部隊、他の都道府県警察からの応援部隊、企業や団体なども想定されることから、事前に協議等を行うことのできない他地域の支援団体等も含めて、発災時及び発災後の円滑な個別避難計画情報の提供や適正管理の仕組みについて検討を行う。

5 個別避難計画の活用

個別避難計画は、避難支援、安否確認、発災後の生活支援等の用途があり、そうした用途も踏まえ、状況に応じて適切に活用する。

(1) 平常時の見守り活動等における活用

災害時に地域の共助力を発揮するためには、平常時から住民同士のつながりを強めておくことが重要であることから、避難支援等関係者は、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を活用した避難行動要支援者への声かけや見守り活動を推進していく。こうした活動を通じて住民同士のコミュニケーションが活性化すれば、避難行動要支援者の状態の変化にも気付くことができ、よりきめ細やかで実効性の高い避難支援等が可能となる。

(2) 防災訓練における活用

いざという時、迅速かつ適切な避難支援等を実行するためには、平常時から地域の防災訓練に避難行動要支援者本人と避難支援等実施者が積極的に参加し、個別避難計画に基づく避難支援等の訓練を繰り返し行っていくことが重要である。また、避難支援等実施者や避難支援等関係者だけでなく、地域住民全体の理解と協力も必要である。

避難訓練を実施するにあたっては、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検し、避難場所までの距離、避難行動に要する時間を考慮した訓練や早めの避難の実践、障害支援区分や行動能力に対応した避難方法をしっかりと確認することが適切である。

市は、地域において、多様な立場の住民が参加した防災訓練が継続的に実施されるよう、啓発活動や相談への対応、訓練実施のサポート等に努める。

(3) 発災時の避難支援等における活用

避難支援等関係者その他の者は、発災又は発災のおそれが生じた場合は、作成した個別避難計画に基づき、本人及びその家族等の安全確保に配慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等を実施する。

個別避難計画を活用した避難支援体制の整備については、前述の第2章を参考。また、具体的な災害時における避難支援等については、後述の第5章を参考。

(4) 発災後の生活支援における活用

個別避難計画に記載等されている情報が避難生活の支援に有用となる。そのため、避難所に到着した際に、避難行動要支援者の個別避難計画情報が、避難支援等実施者と避難先等の施設管理者等の間で、引継が確実に行われるよう、その方法等について、あらかじめ個別避難計画に記入しておくことが有用であることに留意する。

6 個別避難計画の更新

防災訓練での課題や見守り活動等で気付いた避難行動要支援者の状態の変化に対応するため、避難支援等関係者は、個別避難計画を必要に応じて更新し、最新の状態に保つよう努める。

本人や家族の申し出、平常時からの訪問活動、見守り活動及び防災活動などの契機を通じて、個別避難計画の更新の必要性を確認する。避難行動要支援者の状態(転居、心身の状況等)、災害時の情報伝達(緊急連絡先、情報伝達手段等)又は避難誘導(避難支援等実施者、避難先、移動手段等)等の事情に変更があれば、更新を行うよう努める。更新の周期については、本人又は避難支援等関係者から変更の申出があった場合に随時行うよう努める。

第5章 災害時における避難支援等について

1 基本的な考え方

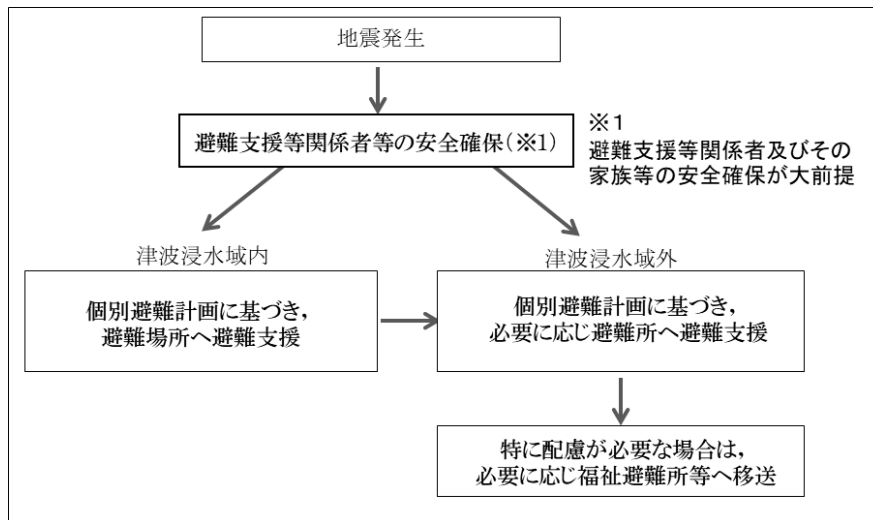
市が災害時に避難情報を発令した場合には、避難支援等関係者は可能な範囲で、避難行動要支援者への情報の提供、避難支援等を実施する。

特に、大規模災害発生時には、まずは避難行動要支援者本人や家族の自助、地域の共助による主体的な避難行動や避難支援等が重要となる。ただし、避難支援等関係者は、あくまでも善意と地域の支えあいの精神に基づき避難支援等を行うものであり、発災時及び発災後に避難支援等ができない場合において、何ら法的責任が伴うものではない。

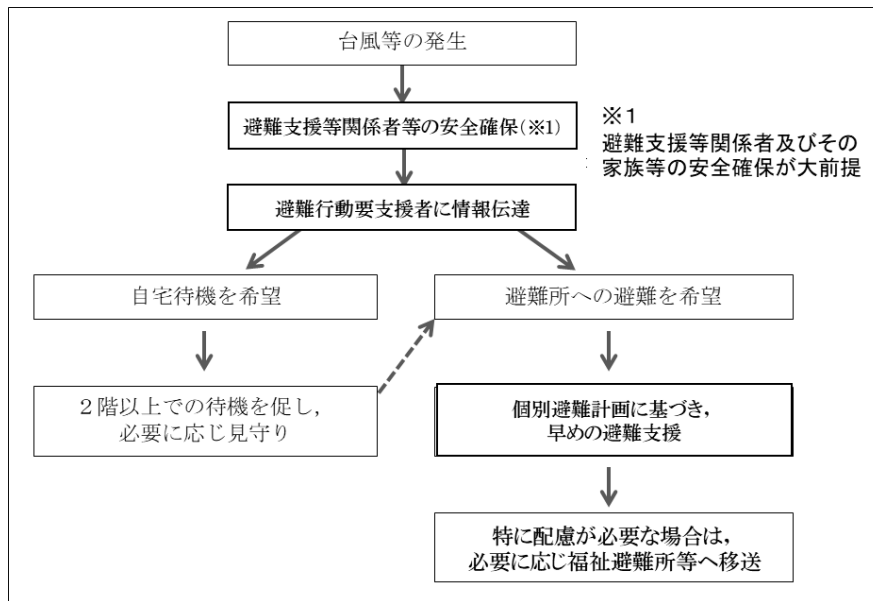
2 避難支援等

(1) 避難支援等関係者その他の者が行う発災時の行動イメージ

①南海トラフ地震の津波災害など、避難の時間的余裕がない災害



②台風等の一般の風水害など、避難の時間的余裕がある場合



- ※ 臨時情報が発表された場合の避難行動支援については、津波警報等が発令された場合と比較し、避難の時間的余裕がある状況が想定される。臨時情報発表後、避難行動要支援者は、本人や家族等の生命及び身体の安全を確認し、津波浸水想定区域に居住する等避難が必要な場合は、個別避難計画の定めるところにより、避難行動要支援者の避難行動支援を実施する。
- ※ 避難行動要支援者を含めた住民の事前避難を積極的に推進し、犠牲者を一人でも減らすこと及び職員の活動リスクを低減することを目的とする「高知市消防局事前避難推進方針」（令和3年8月12日策定）を踏まえる。

(2) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が避難支援等を行う際の安全対策等の検討を地域において行うために必要な情報の提供を行う。

(3) 安否確認

市は、避難支援等関係者その他の者に対して名簿情報を必要に応じて適切に提供するとともに、各団体等と連携して安否確認を実施する。

3 高齢者等避難の発令等

避難行動要支援者の中には「高齢者等避難」に係る情報を入手できれば、自ら避難行動の準備を行うことが可能な者もいる。

そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達

及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

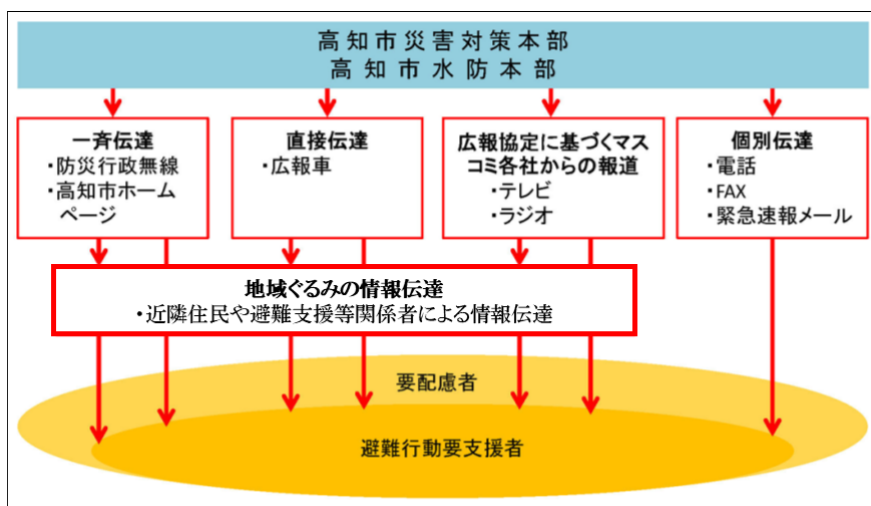
- ・ 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現，説明などにより，一人一人に的確に伝わるようにすること
 - ・ 同じ障害であっても，必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
 - ・ 高齢者や障害者等に合った，必要な情報を選んで流すこと
- など，その情報伝達について，特に配慮する。

4 多様な情報伝達手段の確保

(1) 避難のための情報伝達

市は，要配慮者に対し正確かつ迅速に避難のための情報提供を行うため，個々の要配慮者にとって適切な伝達手段を検討し，IT環境を活用した多様な情報提供の仕組みを構築する。併せて，地域住民等との連携による伝達など，あらゆる手段を組み合わせ，伝達手段の整備に努める。

【図6】避難情報の流れ



(2) 指定避難所等における情報伝達

避難後の指定避難所等での避難生活においては，個々の避難行動要支援者が必要な情報を確実に受け取ることができるよう，多様な伝達手段を検討する。

5 避難行動要支援者の移送

市は、指定緊急避難場所から指定避難所へ、また、指定避難所から福祉避難所等へ避難行動要支援者を適切に移送する最善の手法等について検討を行う。

6 指定避難所での避難行動要支援者の引継ぎ

指定避難所の担当職員及び指定避難所運営において要配慮者の支援に関わる者は、避難支援等実施者が避難行動要支援者を指定避難所まで誘導した後、避難所生活に必要な支援情報等の引継ぎを受ける。

7 避難生活支援

(1) 指定避難所における「自助」・「共助」・「公助」の連携の必要性

災害時には公助が十分に機能しない場合があることを踏まえ、指定避難所においては、避難者一人ひとりが主体的に運営に関わり、共に助け合いながら避難生活を送ることが求められる。発災時、避難支援等や救助活動によって助かった避難行動要支援者の生命・身体を避難後の生活で失うことがないように、平常時から構築された共助による支援体制と公助による支援とが連携して、指定避難所に加えて、指定避難所以外の集会所等に避難した者も含めて避難生活支援を行っていくことが必要である。

(2) 指定避難所等における避難生活支援

①設備等の整備

市は、指定避難所について、要配慮者の利用に配慮した施設や設備のバリアフリー化などの整備や改善に努める。

②心身の機能低下や様々な疾患の発生・悪化の防止

市は、不自由な避難生活の長期化による避難者の生活機能及び日常生活動作（ADL）の低下や、避難所内の感染症、慢性疾患及びエコノミッククラス症候群等の発症・悪化を防止するため、指定避難所等において必要な対策に努める。

③医療や福祉的な配慮及び支援

市は、医療や福祉的な配慮の必要性の高い避難者のニーズ等を把握し、医療機関、社会福祉施設、福祉避難所等での支援の必要性を適切に判断するための仕組みや支援内容について、介護・障害福祉事業所等と連携しながら検討を行う。

避難行動要支援者名簿

番号	フリガナ氏名	生年月日 年齢	性別	住所又は居所	電話番号その他の連絡先		避難支援等を必要とする事由						主な障害名	利用事業所	年月日	作成 個別避難 計画
					電話	FAX	高	介	身	精	難	他				
					電話	FAX	高	介	身	精	難	他				
					メール		介		知							
					電話	FAX	高	介	身	精	難	他				
					メール		介		知							
					電話	FAX	高	介	身	精	難	他				
					メール		介		知							
					電話	FAX	高	介	身	精	難	他				
					メール		介		知							
					電話	FAX	高	介	身	精	難	他				
					メール		介		知							
					電話	FAX	高	介	身	精	難	他				
					メール		介		知							
					電話	FAX	高	介	身	精	難	他				
					メール		介		知							
					電話	FAX	高	介	身	精	難	他				
					メール		介		知							

同意確認書（名簿情報）

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	
住所			
	<input type="checkbox"/> 要介護認定3～5 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1・2級（主な障害名 _____） <input type="checkbox"/> 療育手帳A1・A2 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1級 <input type="checkbox"/> 部分介助及び全面介助を要する在宅難病患者		

※あらかじめ記載されている内容は、 _____ 時点の住民基本台帳の情報及び市・県の情報を基に作成しています。

※該当する場合のみ

入院・入所	<input type="checkbox"/> 現在入院・入所中であり、今後ご自宅での生活が困難な方
自力避難	<input type="checkbox"/> 自力で避難することができる方

上の欄にチェックされた方は、以降の記入は不要です。

居住地	※上記住所と異なる場合のみ記入		
自宅電話	—	携帯電話	— —
FAX	—	メールアドレス	
介護・障害福祉事業所	※個別支援計画を作成している事業所、ケアマネジャーや相談員の名称を記入		

高知市長 あて

私は、平常時からの見守り活動、災害発生時の避難の支援、安否の確認その他災害から保護を受けるために、同意によって災害時の避難の支援が必ず保証されるものではないこと、避難支援者は法的な責任や義務を負うものではないことを十分理解した上で、①避難支援等関係者に対して、上記内容に加えて利用中の介護・障害福祉事業所の情報を平常時から提供すること及び、②同事業所に対して、上記内容を平常時から提供することについて、

同意します。 ※変更の申し出がない限り、同意・不同意は自動継続します。

同意しません。 ----->

同意されない場合、その理由を教えてください。

1 自身の情報を知られたくない

2 その他 (_____)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【本人署名】
氏名 _____

【代理署名】 ※本人が自筆できない場合や同意についての判断が困難な場合は代理の方の署名をお願いします。
なお、代理者の情報は、避難支援等関係者及び介護・障害福祉事業所に提供されません。

代理者氏名 _____ 本人との関係 (_____)

代理者住所 _____ 代理者電話番号 _____

留意事項

【今回お知らせをお送りしている方】

高知市に住民登録がある方のうち、次の要件のいずれかに該当する方（病院・施設等に住民登録がある方は除きます。）

- ア 要介護認定3～5を受けている方
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する方
- ウ 療育手帳Aを所持する方
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- オ 日常生活において部分介助及び全面介助を要する在宅難病患者

※ 現在の住民基本台帳の情報をもとにお送りしています。

【長期入院・入所中の方へ】

この取組は、生活の基盤が自宅にある方を対象としています。長期入院・入所中の方については、病院・施設で避難支援が行われるため、名簿に掲載いたしませんので、同意確認書の「入院・入所」欄にチェックを入れてください。その他の項目については記入不要です。

※ 同意でご返送いただいた後に長期入院・入所となった場合は、本取組の対象外となります。

【同意で回答された後の流れについて】

同意された方の名簿情報は、地域の民生委員や自主防災組織会長などの避難支援等関係者に提供されます。避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて平常時の見守り活動や避難訓練等への参加呼びかけなどを行うほか、災害時の避難方法を定めた個別避難計画作成のため、同意された方のご自宅を訪問する場合がありますのでご了解ください。

【同意確認書提出後、同意・不同意のご意思が変わった場合】

同意・不同意のご意思が変わった場合は、地域防災推進課（823-9040）までご連絡いただければ、改めてこちらから文書を送付いたします。

同意確認書（名簿掲載申請書）

フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
住所			
支援を必要とする理由	※該当する口にし点をお願いします。 <input type="checkbox"/> 要支援1・2 <input type="checkbox"/> 要介護1・2 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳3～6級（障がい部位： ） <input type="checkbox"/> 療育手帳B1・B2 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳2・3級 <input type="checkbox"/> 在宅難病患者（病名： ） <input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 妊産婦 <input type="checkbox"/> その他 []		
介護・障害福祉事業所	※支援計画を作成している事業所、ケアマネジャーや相談員の名称を記入		
自宅電話	—	携帯電話	—
FAX	—	メールアドレス	

高知市長 あて

私は、平常時からの見守り活動、災害発生時の避難の支援、安否の確認、その他災害から保護を受けるために、同意によって災害時の避難の支援が必ず保証されるものではないこと、避難支援者は法的な責任や義務を負うものではないことを十分理解した上で、①避難支援等関係者に対して、上記内容に加えて利用中の介護・障害福祉事業所の情報を平常時から提供すること、及び②同事業所に対して、上記内容を平常時から提供することについて、同意します。

令和 年 月 日

【本人署名】

氏名 _____

【代理署名】 ※本人が自筆できない場合や同意についての判断が困難な場合は代理の方の署名をお願いします。
 なお、代理者の情報については、避難支援等関係者及び介護・障害福祉事業所に提供されません。

代理者氏名 _____ 本人との関係 (_____)

代理者住所 _____ 代理者電話番号 _____

※裏面の内容をご確認ください。

様式第3号（裏面）

注意事項

- 情報提供に同意することにより、災害発生時に避難の支援などを受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって災害時の避難の支援が必ず保証されるものではありません。
- 避難支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。
- 同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。
- 災害時の避難の支援計画を作成するため、平常時から避難支援等関係者が訪問をする場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。
- 避難支援等関係者とは次の団体を指します。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| • 自主防災組織 | • 高知市消防局 |
| • 町内会（自治会・自治公民館等を含む。） | • 高知市消防団 |
| • 地区民生委員児童委員協議会 | • 高知県警察 |
| • 高知市社会福祉協議会 | • その他市長が認めた団体 |
| • 地区社会福祉協議会 | |

様式第4号（表面）

同意確認書（個別避難計画）

高知市長 あて

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難場所などを記載した計画です。この計画の作成にあたっては、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に、必要な限度であなただの個人情報を提供します。

作成した個別避難計画の情報は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に提供することがあります。（ただし、①の場合は避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意がなければ提供されません。）

以上のことを承知し、

1 個別避難計画を作成・更新することに

- 同意します
- 同意しません

2 平常時から個別避難計画の情報を、避難支援等関係者及び介護・障害福祉事業所に提供することに

- 同意します
- 同意しません

年 月 日

【本人署名】

氏名 _____

※本人が自筆できない場合や同意についての判断が困難な場合は代理の方の署名をお願いします。
なお、代理者の情報は、避難支援等関係者及び介護・障害福祉事業所に提供されません。

【代理署名】

代理者氏名 _____ 本人との関係（ _____ ）

代理者住所 _____

代理者電話番号 _____

留 意 事 項

【同意した場合の効果について】

個別避難計画の作成や情報の提供に同意することにより、災害時に避難支援等を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち避難支援等を実施する者）自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。

また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

【同意で回答された後の流れについて】

同意された方の個別避難計画情報は、地域の民生委員や自主防災組織会長などの避難支援等関係者に提供されます。避難支援等関係者は、個別避難計画情報に基づいて平常時の見守り活動や避難訓練等への参加呼びかけなどを行います。

【個人情報の管理について】

情報の提供先には守秘義務が課せられています。また、個人情報が厳重に管理されるよう、本市と提供先の間で、個人情報の取扱いについて必要な手続を行います。

【提出後、同意・不同意のご意思が変わった場合】

同意・不同意のご意思が変わった場合は、地域防災推進課（823-9040）までご連絡ください。改めてこちらから文書を送付いたします。

様式第5号（表面）

個別避難計画

年 月 日 作成

フリガナ		性 別	男
氏 名		生年月日 (年齢)	年 月 日 生 (歳)
住 所			
電話 (FAX)	自宅	携帯	FAX
メールアドレス			
同居人の有無	<input type="checkbox"/> 有 (人)	<input type="checkbox"/> 無	家族構成など <input type="checkbox"/> 日中独居 <input type="checkbox"/> 夜間独居

※情報を提供することについて同意を得た上で、記入してください。

緊急時の連絡先①		
フリガナ		本人との関係
氏 名		
住 所		
連 絡 先		

緊急時の連絡先②		
フリガナ		本人との関係
氏 名		
住 所		
連 絡 先		

避難の手助けをする方 (避難支援等実施者) ①	
フリガナ	
氏 名	(団体名及び代表者でも可)
住所・所在	
連 絡 先	

避難の手助けをする方 (避難支援等実施者) ②	
フリガナ	
氏 名	(団体名及び代表者でも可)
住所・所在	
連 絡 先	

※避難支援等実施者による災害時の避難支援を保証するものではありません。
また、避難支援等実施者は、避難支援について法的な責任や義務を負うものではありません。

定期的に利用している医療機関や介護・障害福祉事業所の連絡先	名称：	電話：	備考
	名称：	電話：	備考
	名称：	電話：	備考

避難の時に持っていくもの			
<input type="checkbox"/> 薬、お薬手帳	<input type="checkbox"/> メガネ	<input type="checkbox"/> 補聴器	<input type="checkbox"/> 入れ歯
<input type="checkbox"/> 杖	<input type="checkbox"/> 車いす	<input type="checkbox"/> シルバーカー	
<input type="checkbox"/> その他 ()			

参考

災害対策基本法

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等

の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
 - 四 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
 - 五 市町村長は、第一項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

（個別避難計画情報の利用及び提供）

- 第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
 - 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
 - 4 前二項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、

避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(個別避難計画情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十六 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十七 第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくは、その職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 (略)

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

令和 4 年 3 月 改 定
高知市地域防災推進課